

議案第 85 号

所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

荒川右岸流域関連所沢公共下水道事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 下水道事業の経営の規模は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定める規模とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。